

栃木県教育委員会

委員長 中川 徳子 様

教育長 平間 幸男 様

全栃木教職員組合執行委員長 小久保 富 治

中高一貫校で使用する教科書に関する要求書

民主教育発展、教育条件整備に対するご尽力に敬意を表します。

昨年は中学校で使用する教科書の採択が行われました。その採択をめぐる、県内では以下のような問題がありました。

- ・特定の教科書採択を目的とする請願や陳情が議会に提出され、政治を巻き込んだ採択になったこと。大田原市では、請願者が自らが推す教科書を採択させるために請願を取り下げたこと。
- ・大田原市で「新しい歴史教科書をつくる会」の歴史・公民教科書が採択されたが、この採択には、新聞報道によれば市教育長などの意向が強く反映されたこと。
- ・「新しい歴史教科書をつくる会」の白表紙本が県内の教育関係者に配布されていたこと。
- ・採択終了後、「新しい歴史教科書をつくる会」副会長だった藤岡信勝氏は、栃木市で「つくる会」教科書が採択されなかったことについて「扶桑社不採択のお膳立ては、佐藤教育長着任の時点で、県や市の教育行政官僚の手で、すでに周到にしつらえられていた」（「栃木市不採択の真相」『史』平成17年11月号）と述べるなど、教育行政への非難も行われたこと。

私たちは教科書採択にあたって、このような問題が生じることをとても残念に思うとともに、今後同様の問題が起こらないよう強く望むものです。

ところで、4月18日に開催された県教科書選定審議会では、来年度開校される宇都宮東高校附属中学校で使用する教科書の採択方法も決定されました。そこでは「採択の円滑化を図るため、学識経験者、保護者代表、学校関係者、県教育委員会からなる組織を新たに設置」（以下、「新たな組織」とします）することとされましたが、これは市町立学校との採択方法と同様の方法で行おうとするものであり、この方法も一つの選択として私たちとしても一定の評価をするものです。

しかしながら、「新たな組織」で採択の候補となる教科用図書を選定することや、県教委事務局が調査研究を行うことは、「各採択権者は、県の教科用図書選定審議会の答申に基づく県教育委員会の調査研究資料及び教科書展示会等を参考に、すべての教科用図書について独自に調査を行うとともに、実際に使用する学校の教職員の意見や希望を参考として、公正適切な考察のもとに関係学校の実情に即して採択にあたる」（「平成19年度使用教科用図書の採択について」）とした方針と矛盾するものです。昨年度の私たちとの交渉でも「現職教員が行った県教委教科書の調査研究結果に基づいて、教科書採択の指導・助言を市町村

教委に対して行った。採択にあたっては、教職員の意向が十分に反映されていると考えている。」と回答していますが、中高一貫校でもこれまでの県教委の方針は貫かれるべきだと私たちは考えます。

県教委自らが公正で開かれた教科書採択を行うよう、以下について要求します。

記

- 1 . 憲法・教育基本法、こどもの権利条約に基づいた教育が行えるよう、それにふさわしい教科書採択を行うこと。
- 2 . 教科書の調査・研究には当該校の教職員を参加させ、その意向を十分に反映させること。
- 3 . 採択のための「新たな組織」は、公正な採択を行えるような構成にするとともに、会議は公開で行うこと。

以 上